

奈良県森林環境税に関する検討報告書（概要）

1 奈良県森林環境税の概要

- ・ 県土の保全、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下、平成18年度から導入しています。
- ・ 会計を区分し用途を明確化するため、税収は「奈良県森林環境保全基金」に積み立て、森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業経費に充当しています。

2 課税の仕組み

- ・ 「森林環境税」は、「県民税均等割」の一部として課税しています。
- ・ 納税額は、個人が500円、法人が均等割額（森林環境税課税前）の5%です。

3 税を活用した取組と税収の推移

(1) 奈良の元気な森林づくり推進事業

- ・ 地域の森林状況に詳しい緊急間伐マネージャーを配置して、放置森林（人工林）を調査し、その所有者に対して、森林機能の普及啓発や、森林環境保全緊急間伐事業や他の森林整備に活用できる制度を紹介しています。

(2) 森林環境保全緊急間伐事業

- ・ 放置森林（人工林）について、その所有者と市町村、県が協定を結び、強度な間伐（本数率40%以上）を実施し、森林の公益的機能の回復を促進しています。

(3) 里山林機能回復整備事業

- ・ NPOやボランティア団体、地元自治会などの協力を得ながら、都市住民が身近に接することのできる里山林の機能や景観を回復するための森林整備を実施しています。

(4) 森林環境教育推進事業

- ・ 学校教育や生涯学習などさまざまなライフステージで、体験学習への参加や指導者の養成など、幅広い森林環境教育を推進しています。

事業名	実績等	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	計
奈良の元気な森林づくり推進事業	間伐マネージャー配置数(人)	23	27	21	41	112
	事業費(千円)	4,323	4,367	3,564	11,178	23,432
森林環境保全緊急間伐事業	間伐実施面積(ha)	538	810	687	951	2,986
	事業費(千円)	172,808	273,755	191,800	259,923	898,286
里山林機能回復整備事業	整備実施箇所数	16	20	21	20	77
	事業費(千円)	8,847	5,462	5,551	3,966	23,826
森林環境教育推進事業	体験学習参加者数(人)	6,036	6,297	5,145	5,531	23,009
	事業費(千円)	19,285	26,794	24,085	24,959	95,123
税収	積立額(千円)	257,030	358,961	361,703	357,269	1,334,963

4 実施効果の検証

(1) 森林環境保全緊急間伐事業実施地における効果調査

- ①表面土砂の流出を抑える効果…光環境、下層植生、土砂移動量
- ②樹木の成長を促す効果…胸高直径、炭素吸収量

- (2) 森林環境保全緊急間伐事業による公益的機能の定量的な指標による効果分析
…県土保全、水源かん養、地球温暖化防止
- (3) 里山林機能回復整備事業における効果調査 …下層植生の種類、利用人数

5 県民アンケート結果

- (1) 実施概要 平成22年6月、無作為抽出した個人2,550名、法人450社に対し郵送により実施
- (2) 回答数 個人：1,050名（回答率41.2%） 企業：218社（回答率48.4%）
- (3) 回答概要
 - ・森林の役割：「知っている」98% ・森林整備の必要性：「必要」95%
 - ・森林環境税の導入：「よく知っていた」7% ・森林環境税の取り組み：「必要」77%
 - ・森林環境税の継続：「継続」81%
 - ・森林環境税の負担額：「現行維持」58%（「引き上げ」11%、「引き下げ」4%）
 - ・森林環境税の実施期間：「同期間（5年間）」80%

6 課題及び今後の取り組み

- (1) 森林環境税の認知度向上
 - ・森林環境税に関する県民への周知・広報が不足しているため、森林環境税を身近に感じられる取り組みの実施が必要です。
- (2) 放置森林（人工林）の整備
 - ・放置された人工林は依然として相当面積が存在しており、さらに、集中豪雨等による土砂災害の危険性の増大など、森林の公益的機能の維持・増進の必要性は高まっていることから、放置森林（人工林）の整備は、緊急間伐マネージャーの配置と併せ、今後も継続する必要があります。
- (3) 里山林の整備
 - ・里山林整備は、地域の景観向上や、整備後の森林環境教育の場としての利活用など、実施効果も高いことから、引き続き継続が必要です。
 - ・林業事業体等による指導や整備を盛り込み、実施能力や整備区域の拡大も望ましいと考えます。
- (4) 森林に親しむための環境整備
 - ・より多くの県民が森林の働きや大切さを実感するためには、森林生態系の適切な保全や、森林の利活用を目的とした整備を行い、森林に立ち入ったり、眺めたりする機会を増やすことが必要です。
- (5) 森林環境教育の推進
 - ・森林環境を守り育てる意識の醸成のためには、地道な普及啓発活動が必要なことから、若年期から大人に至る森林環境教育の実施が必要です。

7 税制度のあり方

- (1) 課税方式
 - ・現行制度と同様、県民税均等割の一部として課税を継続することが適当と考えられます。
- (2) 税率
 - ・放置された人工林が相当面積存在することから、引き続き森林整備による放置森林（人工林）解消の取り組みのほか、里山林の整備など自然との共生を目的とした取り組みを、現行と同程度の規模で実施することが必要と認められるとともに、県民アンケートの結果も勘案し、現行税率を維持することが適当と考えられます。
- (3) 課税期間
 - ・一定期間における事業効果の検証が必要であるとともに、県民アンケートの結果も勘案し、5年間とすることが適当と考えられます。